

♣ 役員の結婚式費用

Q : 当社の役員をしている息子が、このたび結婚します。結婚式には取引先を招待しようと思いますが、その費用は会社負担とすることができますか。

A : 結婚式の費用は、会社負担とすることができません。

【解説】

結婚式というのは、一般的に個人の行事であると考えられていますので、結婚式の費用を会社の負担とすることは税法上認められていません。

しかしながら、招待客すべてが個人的関係者というわけではなく、その中には自分の経営する会社の取引先も含まれているという場合もあることから、結婚式費用を個人的な部分と会社関係者の部分に合理的に按分しておけば、会社関係者分は会社の費用になるのではないかと考えられるかもしれませんが、先にもふれたように、結婚式の行事は、あくまでも結婚する本人が主催するものですから、その費用の一部を会社が負担したとしても、この費用は会社の費用とすることはできないのです。このような費用を会社が負担した場合は、その費用は、結婚した本人に対する給与(賞与)となり、役員の場合は全額が損金不算入となりますので注意してください。

なお、結婚式に招待客が持参した祝儀は、個人の結婚を祝ってのものでありますから、たとえそれが取引先からのものであっても全額個人に帰属することになります。

